



重要文化財 奥家住宅（三次市吉舎町敷地）（財）文化財建造物保存技術協会提供 平成19年11月撮影



「村法改人別受印帖」天保4年（1833）

平成21年

6/17(水)～9/5(土)

広島県立文書館展示室

（広島県情報プラザ2階）

広島県立文書館

〒730-0052  
広島市中区千田町三丁目 7-47  
TEL 082-245-8444 Eメール monjokan@pref.hiroshima.lg.jp

収蔵文書の紹介 (平成21年6月17日～9月5日)

## 重要文化財奥家住宅の古文書

### はじめに

奥家文書四四五九点は、平成二十年六月に当館へ寄贈されました。奥家文書は、これまで三次市吉舎町敷地(備後国三谿郡敷地村)にある奥家住宅で、長年にわたって保存されてきました。奥家住宅は県内で国の重要文化財に指定されている五件の民家(建造物)の一つです。

奥家(家号は岡垣内)は、天正年間(一五七三～一五九二)ごろに丹波国(現京都府)から来住し、天明年間(一七八一～一七八八)に現在地に居を構えたと伝えられています。奥家住宅が重要文化財の指定を受けたのは、「本宅普請方覚帳 天明八年申九月ヨリ」(敷地村岡垣内武十郎)という文書と、棟札が残されていたためです。民家でその創建年が明確にわかることはまれで、民家を研究するうえで貴重な資料となっています。

奥家では、理十郎が敷地村組頭を経て天保年間(一八三〇～一八四四)から同村庄屋を、また、その子栄十郎も嘉永年間(一八四八～一八五三)から同村の庄屋を勤めました。奥家文書には、敷地村「国郡志御用書上帳」や宗旨改め、その他災害、年貢など、敷地村に関する古文書が多数含まれています。

栄十郎の子徳十郎は、明治になって敷地村戸長付属

甲奴・世羅・三谿郡役所書記などを経て、明治十七年

(一八八四)から敷地・矢井・海田原・矢野地・三玉の

五ヶ村を所轄する戸長に就任しました。明治二十二年

(一八八九)四月一日に町村制が施行され、吉舎・安田

村と五ヶ村が合併して三谿郡吉舎村が発足すると、初

代吉舎村長に就任しています。

戸長の仕事は、政府や県が発した布達を各村に伝達

してその趣旨を徹底させることと、租税の徴収、戸籍・

徴兵・教育にかかわる事務などでした。奥家文書には、

特に徴兵に関する軍事関係や、小学校設立などの学事

に関する資料が比較的多く残されています。

(西村 晃)

参考文献／(広島県教育委員会編)『広島県の民家』

一九七八年、『吉舎町史』下巻(平成三年)

### 1 村法改め人別再受印帖 天保四年(一八三三)一月

#### 村法改め人別再受印帳 天保十四年八月

天保四年の「村法」は敷地村内の掟書で、忠兵衛ら

長百姓四人と村人二五一人全員が誓約の意味を込めて

捺印し、庄屋栄十郎(奥家)ら村役人に提出した。

その誓約の内容は、主として諸入役の削減に関する

条項で、従来の慣行を変更するものであった。諸入役

とは、年貢輸送人夫の駄賃、道・橋・用水の普請費用

など、村の運営上必要とする諸経費で、村民に割り当

てられ徴収されていた。

しかしその後、その内容変更をめぐって村内で争い

が生じ、村内では解決がつかなくなった。このため、

天保十四年三谿郡割庄屋らの裁定を仰いだ結果、「村

法」は天保四年以前に戻されることになり、敷地村の

長百姓五人と村人二四五人は改めて誓約書を提出した。

### 2 五人組改め帳 安政六年(一八五九)一月

領主が、町・村の治安維持に連帯責任をもたせるた

め、ほぼ五軒の世帯を組み合わせて支配の末端機構と

したのが「五人組」である。広島藩では慶安二年(一六

四五)にそれ以前の十人組に代わって制度化された。

五人組が遵守すべき法令に、五人組を構成する全員

が連署・捺印する「五人組帳」を作成する藩もあつた

が、広島藩にはない。

敷地村では五十九年間にわたって五人組改めが行

われず、構成員が二、三軒しかない組が現れたため、

この年は正が行われ、一組が五軒く七軒の四八組(二

五八軒)に再編された。

### 3 田畑旱損につき「二名見」提出に関する口上書

嘉永六年(一八五三)九月

水害や旱害、虫害などにより田畑に著しい被害が発

生し、年貢が支払えなくなった場合、その農民は庄屋

へ年貢減免を願い出ることができた。庄屋ら村役人から実地調査を受け、減免が認められると、その損害分は村割りで他の村民に割賦(村・き)された。これを「一名見」という。

嘉永六年の夏、敷地村は稀有な早魃に見舞われ、吉蔵の田畑は全滅となった。吉蔵は「一名見」を願い出ようとしたが、同様の願いを多数受理した村役人からなるべく提出を控えるように命じられた。とりあえず行われた調査の結果と自分の見込みとの差が大きく、吉蔵は提出を決意した。村役人は提出を差し控えた農民と同程度の損害であるとして受取りを拒否したが、吉蔵の決意が固いため割庄屋まで窺い出ることにした。吉蔵は割庄屋から呼出され、提出を控えるよう諭されたが、納得できず、ついに他の収穫を村方に差し上げること条件に「一名見」の願書を提出するとこの口上書に記している。しかし、結局願書は取り下げざるを得なかったようである。

#### 4 武一騒動鎮撫役人宿泊諸人用割賦取立帳と敷地村四名の裁許状

明治四年(一八七二)十二月

明治四年八月、廢藩置縣に伴う旧知事家族の東京移住阻止に端を發した武一騒動は、山県郡壬生村(現北広島町)で暴動が発生するに及んで、全県下をまき込

む大一揆へと拡大した。三谿郡では八月十三日夜から十四日にかけて、「太政官付きの役人は一人も残らず皆打ち取る」と、郡内の割庄屋や郡用所、庄屋など村役人宅二ヶ所が次々と襲撃された。敷地村では組頭田中屋警四郎宅が襲われている。

騒動が収まった八月二十七日、鎮撫方役人が六百人の兵を連れて吉舎へ入り、住民を説諭するとともに取調べを行うため郡内の村々を廻った。敷地村には九月三日に役人が入り、六人が逮捕されて庄屋宅で取調べを受け、宙吊りなどの拷問を受けたという。その役人滞在期間中の諸費用は村人に割賦され十二月に取り立てられた。「割賦取立帳」はその記録である。

奥家文書には敷地村の住民四名の裁許状も残っている。打毀しに加わった組頭格庄作は格式取上げ、割庄屋襲撃を手伝い、窃盗を働いた岡作は杖(木製の杖で背中や臀部を打つ刑)七〇回、多人数で乱暴を働いた吉五郎は答(答打ち)五〇回、浮過(土地を持たず賃仕事などで生計を立てる者)滝平は多人数に脅されて打毀しに加わったにもかかわらず答五〇回の刑に処せられた。

#### 5 徴兵届、徴兵免役願

明治七年(一八七四)九月

国民軍の内十七歳の者取調帳と十八才〜四十才の

者取調帳 明治六年(一八七三)五月

明治六年一月に徴兵令が施行され、満二十歳の男子から抽選で三年の兵役(常備軍)に就くことになった。国民皆兵が理念であったが、身長の高い者(五尺一寸〇一五・五cm以下)や病気の者などは除かれ、また制度の当初は、一家の主人や嗣子など(承継者)、養子、金銭(二七〇円)を支払った者は徴兵を免除された。このため徴兵逃れに養子になる者が続出し、二十歳以上の男子の三〇〜四〇%程度しか徴兵できなかったという。

徴兵事務は町村の戸長役場が担当した。家族に徴兵適齢者がいる家の戸主は、一月末までに本籍地の戸長役場に「徴兵適齢届」を提出した。戸長役場では、一月一日付けの戸籍をもとに、前年十二月一日から当年十一月三十日までに二十歳に達する者の人員表(壮丁人員表)を作成して県に届け出た。

また、十七歳から四十歳までの男子は「国民軍」として兵籍に載せられることになっていたため、町村で十七歳になる者も同様に県に届け出られた。

#### 6 敷地学校則認可書

明治十五年(一八八二)十二月

退校届と敷地学校出席簿 明治十九年(一八八六)

敷地村は、明治五年に吉舎町から三谿郡勤番所の建物を移設し、広島から朱子学者を招聘して、由道館という郷校(のち三谿高等小学校)を開設するなど教育

振興に熱心な土地柄で、明治十五年十一月には、敷地小学校の校則を県に提出して認可され、開校の運びとなっている。

しかし、政府や県、町村の学事関係者が就学の重要性を強調し、就学を督励したにもかかわらず、農村で一般民衆を学校に就学させることは決して容易ではなかった。就学しても登校しなかったり、就学まもなく退学する生徒も少なくなかった。明治十四年の三谿郡の就学率は三六・四％（県平均三七・一％）で、男子五七・二％（県平均五三・九％）に対して女子は一五・四％（県平均一八・六％）に過ぎなかった。

#### 【参考資料】本宅普請万覚帳（複製）

天明八年（二六八） 九月より

この「本宅普請万覚帳」には、奥家本宅の普請に際し、天明八年九月に材木を吟味して切り出すところから、十一月四日に当主岡垣内武十郎と大工彦平との間で締結した建築契約の内容や、銀払いの覚え、木出しに来た人々の名前、家屋が完成して近隣の人々が持参したお祝いに至るまでの物品の出入り等が克明に記されており、江戸時代の民家普請を研究する上で貴重な資料となっている。このため、この文書も附指定として保存されている。

#### 【参考写真】重要文化財奥家住宅（表紙）

平成十九年十一月撮影

（財）文化財建造物保存技術協会提供  
三次市吉舎町敷地の奥家住宅は、入母屋造り、茅葺きで、桁行が六・三m、梁間が一〇・〇m、六間取りに台所のある角屋をつけているのが特徴である。一部改造部分はあるものの、建築当初の構造をよく残している。柱数を少なくする工夫がこらされ、土間上の梁組みは木太い梁が互い違いに五重に及び、頑丈に組み上げられた姿は圧巻である。構造的に狂いもなく、仕上げも丁寧で、この地方の十八世紀後期の代表的な豪家として貴重である。

茅葺き屋根の破損が著しいため、平成十九年十月から三年計画で保存修理事業が行われ、今年秋に完了する予定である。写真は補修が行われる以前、屋根の一部がビニールシートに覆われている状態である。

#### 【参考写真】奥家文書が収納されていた箱

平成二十年六月撮影

奥家文書四四五九点は、奥家住宅主屋の北側に隣接する土蔵二階で、「明治十八年二月日」、「明治二十年三月 敷地村・矢野地村・海田原村・矢井村戸長役場」と墨書された二つの大きな木箱などに収納され、長らく保存されていた。戸長役場で作成・收受された公文

書は、私的な文書などとは区別され、箱に納められて管理されていた可能性が高い。平成十九年十月から奥家住宅の補修工事が開始されることにともない、これらの文書は木箱などから取り出され、段ボールなどに詰め替えられ三次市吉舎支所へ移されたが、その際に記録がとられなかったため、これらの確認はできない。なお、写真の土蔵にも棟札が残され、文化九年（一八二）三月に建てられたことが明らかである。



収蔵文書の紹介 展示文書解説文

1 村法改め人別受印帖と村格改め人別再受印形帳

① (表紙)

天保四年  
村法改め人別受印帖  
壬巳正月 敷地村

一当村諸入役等勘略之儀去辰年御役人中様

御手元江願出、去春一ツ書ヲ以願之通御聞濟

御定メ被下候所、去秋ニ至り右ヶ条之内指間ニ

相成候廉も有之由ニ而、不居合之谷場

御座候由、既ニ三次納メ浜出シ無駄實、諸普請

夫出捨等別而不居合ニ御座候付ニ付、此度得斗

御評議之上左之通り御改被下、夫々一統納得

奉畏候

(中略)

右之通此度夫々御定メ被下、少茂申分

無御座奉畏候、仍而連印仕、差出申

候所相違無御座候、以上

巳正月

長百姓  
忠兵衛 印  
同 専次郎 印  
同 又 藏 印  
同 熊 藏 印  
百姓 武 八 印  
同 喜三郎 印

同

(二八名分略)

麻 藏 印 常太郎 印 菊十郎 印 喜代藏 印  
金十郎 印 十五郎 印 本 藏 印 保五郎 印  
石 藏 印 龜 吉 印 文三郎 印 石五郎 印  
音十郎 印 次郎吉 印 倉 松 印 源 助 印  
祖 平 印 弁 槌 印 島 吉 印 嘉五郎 印  
与 吉 印 亦兵衛 印 久右衛門 印 幸 十 印  
貞次郎 印 弁 藏 印 八 藏 印 幸 吉 印  
要 助 印 弥之助 印 政十郎 印 勇 助 印  
宇平次 印 藤三郎 印 富 藏 印 丈 平 印  
京 藏 印 政三郎 印 徳次郎 印 禎 藏 印  
麻次郎 印 彦太郎 印 永 藏 印 喜平次 印  
常 平 印 常 吉 印 京次郎 印 与 市 印  
祖之吉 印 文五郎 印 佐 市 印 専 助 印  
勘 松 印 伝右衛門 印 方 藏 印 丈 藏 印  
(二六四名分略)

庄屋

栄三郎様

同

理十郎様

与頭

武 作様

同

半次郎様

前段之通私へ茂御相談有之事、

申会之上相定り候儀至極御同意仕候所

無相違候、以上

庄屋格

巳正月

弥三郎 印

(表紙)

天保十四年  
村格改め人別再受印形帖  
卯八月 敷地村

(前略)

右者天保四年巳春村法御改人別

受印仕置候得共、ヶ条之内差支、縛筋

出来、此度於向江田村郡約被仰付一件

至居合候上、其箇条ニ・候而者御文面

御添削、尚夫々改而御読聞被仰付

一々御ヶ条之御趣意感服奉畏候、

然ル上者後來無違妄急度相守

可申候、依而村方人別御受印仕、

差出置候所如件

天保十四癸卯八月

長百姓

又 藏 印

同

彦 藏 印

同

仁 八 印

同

愛 吉 印

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

武八郎 印 喜三郎 印 権三郎 印 伴 平 印  
岩 平 印 大次郎 印 丈兵衛 印 八郎次 印  
仲 藏 印 惣 平 印 西 坊 印 岩五郎 印  
貞 助 印 常五郎 印 和 平 印 直 吉 印  
愛 藏 印 熊太郎 印 忠次郎 印 常 吉 印  
祖 平 印 弁 槌 印 島 吉 印 嘉五郎 印  
冬 松 印 庄五郎 印 熊 吉 印 藤五郎 印  
(二二一名分略)  
割庄屋  
三上権九郎様

御出役木乘村給庄屋

東 平様

当村庄屋

理十郎様

同同

直次郎様

同組頭

武 作様

同同

半次郎様

## 2 五人組改め帳

(表紙)

安政六年

五人組改帳

未正月

(二三組分略)

頭 常次郎

西光寺

助 藏

岡垣内

一石五郎分家

一 玉 槌

頭 保 吉

田 淵 屋

嘉 助

愛 吉

瀬 助

五人

(二三組分略)

覚

一 当村五人組改め五拾九年も不仕候

二 付、一組二式入り三人与相成申候二付

当末二月改致置申候、以上

安政六年

未二月 庄屋

忠四郎

同

栄十郎

与頭

良 藏

同

丈三郎

同見習

豊太郎

長百姓

又 藏

同

愛 吉

同

植 松

同

仁 八

同

弁 藏

同

栄 藏

## 3 田畑草摺(つきき)「二名見」提出に関する口上書

口上之覚

一 当年者一流(統力) 希成早魃二付、私持分田畑

不残早損仕候二付、一名見二被成下候様御役人中様

御手元へ御願申上候所、当年之義者一名見茂多分

有之候事故可成丈一名見差控候趣一流江

被仰付候へ共、私義ハ押而御願申上候処、御番組様御廻村之節被為仰付候御趣意茂

有之、猶又外百姓内御趣意相守り一名見差控

候並合茂有之候間、一名見差控候様被仰付奉畏候、

候得共、如何被成下候共一応早損所御見合被下候様

申上候処、田畑共御見分被成下、有米御見損之処も

被仰聞候得共、私見込と余程違茂御座候間、

得斗愚考仕候得共、何分一名見御取計被下候様又々

御願申上候処、外百姓差控候並合二も相懸り候間、

割庄屋様へ御窺之上御取計可被下段被仰付

奉畏候所、依而早速割庄屋様御手元へ私御呼

出し被遣、種々御教導入割被仰聞候得共、兎角

私腹心ニ落入不申候間一名見之段御願申上候処、左候ハ、

無抛御上御窺申上、御下知之上御取計可被遣段

被仰付奉畏候、尤毛上之義者村方へ取上ケ置可申段

被仰付、是又奉畏候、毛上之義者私方は勿論、隠居

与吉分共一切村方へ御取上ケ被下候而少しも兎口

申上分無御座候、為其口上書一札奉差上候、已上

本人やぐりた

嘉永六年

丑九月

五人与合

吉 藏<sup>㊦</sup>

乙 平

一名見願下ケいたし同

此口上書不用之事

清十郎

同

勇 藏

同

長百姓

愛 吉

御役人中様

## 4 武一騒動鎮撫役人宿泊諸人用割賦取立帳(略)

敷地村四名の裁許状(①~④)

①

三谿郡

敷地村百姓

岡作

当未二十四才

其方義 当八月

百姓共暴動、割庄屋

淳二居宅打毀

之節、窃盜相働候

而已ならず、打毀之

手伝いたし候段彼是

不埒二付、杖七十

申付ル者也

辛未

十二月 印

②

三谿郡

敷地村組頭格

庄作

当未二十六才

其方義 当八月

百姓共暴動之砌、

役人共之居宅打

毀之手伝いたし候段

不埒二付、格式

取上ル者也

辛未

十二月 印

③

三谿郡

敷地村百姓

吉五郎

当未三十九才

其方義 当八月村々

百姓共暴動之砌、

所々おゐて多人数俱々

乱暴候段不埒二付、

笞五十申付ル者也

辛未

十二月 印

④

三谿郡

敷地村浮過

滝平

当未三十九歳

其方儀 当八月

村々百姓共暴動

之砌、多人数被威

候よりとハ申ス条、

人家之瓦等打碎

候条不埒二付、

笞五十申付る

者也

辛未

十二月 印

5 徴兵届 (1)・徴兵免役願 (2)・(3)

国民軍のうち十七歳の者取調帳など (略)

①

徴兵届

一 嘉永七年正月十日生

嗣子

伊達庄介

右八本年徴兵ニ適スル者ニ御座候、此段御届仕候、以上

第十三大区二小区敷地村

二百四十番屋敷

農

伊達清助 印

月番

伊達清助 印

総代

奥徳十郎 印

戸長

岸群太郎殿

副戸長

米田武八郎殿

②

記

長男

伊達庄介

嘉永七年正月十日生

右ハ徴兵合格之者ニ御座候处、嗣子ニ附免役簿へ

御編入可被下候、以上

第十三大区二小区敷地村

三百四十番屋敷

農

伊達清助 印

月番

伊達清助 印

戸長

岸群太郎殿

副戸長

米田武八郎殿

③

記

弟

嘉永六年十二月三日生

右ハ徴兵合格之者ニ御座候处、身丈五尺一寸未滿ニ附

免役簿へ御編入可被下候、以上

第十三大区二小区敷地村

三百二十八番屋敷

農

堂原音蔵 印

月番

伊達清助 印

総代

奥徳十郎 印

戸長

岸 群太郎殿

副戸長

米田武八郎殿

### 6 敷地学校則認可伺書 ①

#### 退校届 ② と敷地学校出席簿 (略)

①

敷地学校則御認可伺

当小学区公立敷地小学校則本年丙第七十三号御達小学校則起革心得ニ基キ別紙之通取調候間、御認可相成度、此段相伺候

三谿郡第八小学区学務委員

明治十五年十一月三十日 佐久間泰三郎 印

同 同

奥徳十郎 印

同 同

秋山兵三郎

広島県令千田貞暁代理

広島県大書記官平山靖彦殿

「書面伺之通

明治十五年十二月廿三日

広島県令千田貞暁 印

②

退校届

五女

トメ

六女

ヨシ

右入校之者ニ御座候処、赤窮ニシテ

日々活計凌兼、困難罷在候付、

就テハ弁当等持参スル不能、依テ

退校為仕候、此段御届申上候也

三谿郡敷地村

百七十三番屋敷

大上伊平 印

明治十九年

三月廿九日

敷地村外四ヶ村

戸長 奥徳十郎様

#### 【参考資料】本宅普請万覚帳

(表紙)

天明八年 敷地村

本宅普請万覚帳 岡垣内

申九月ヨリ 武十郎

(前略)

一本毛一軒 梁二間半 桁六間半

一居間・上本柱鉋削之事

一居間沖・上つま迄椽

板打之事

一戸袋ニル調之事

一戸障子唐紙入候所

不残敷居・鴨居を候事

一指鴨居鉋削之事

一座廻り不残上敷を入候事、尤面通り居間・

上敷板打候事

一床敷込かばちを入、

板打落かけ入候事

一座敷之分、なけし

を打候事

一木挽・大工受之内にて

調候事

一穴ハ此方・ほり可申事

一來二月中旬迄ニ調候事

一木工賄捨ニ・作料銀

貳百五拾目ニ定候

右之通受負仕切

如此相違無御座候、

岡垣内

武十郎

申十一月四日

大工

彦 平殿

外ニうしつなきのしけつり

作料として貳拾目増

(後略)



保存修理事業完成間近の重要文化財奥家住宅

平成21年4月30日撮影

(財)文化財建造物保存技術協会提供

